

高齢者計画・第6期介護保険事業計画 策定委員会 第3回要旨録

会 議 名	高齢者計画・第6期介護保険事業計画 策定委員会	
日 時	平成26年7月15日(火) 午後3時00分～午後5時00分	
場 所	八王子市役所 職員会館2階 第2・第3会議室	
出席者氏名	委 員	鏡諭、島津淳、荒木弘子、今澤隆一郎、多々井克昌、田中泰慶、伊藤光江、岩倉真弓、櫻田朋子、久永美幸、野津山貴、吉本由紀、割田みえ子、数井学、山内英史、文入重鶴、村上正人
	市 側	豊田福祉部長、田口医療保険部長、細川健康部長、 【高齢者いきいき課】石黒課長、元木課長補佐、吉本主査、白石主査、椿山主査、壽崎主査、山本主任、米山主任、今川主事、増田主事、中濱主事、半沢主事 【介護保険課】伊比課長、大澤課長補佐、小澤主査 【高齢者福祉課】溝部課長、辻野主査 【福祉政策課】辻井課長 【地域医療政策課】高橋課長
欠 席 者	なし	
次 第	【議題】 (1) アンケート調査結果の報告 (2) 計画の周知について (3) 今後の施設整備について (4) その他	
公開・非公開の別	公開	
非 公 開 理 由		
傍 聴 人 の 数	12人	
配 布 資 料	<p>【事前送付】</p> <p>(1) 資料3-1 「地域包括ケアシステムを構築するための制度論等に関する調査研究事業報告書」—概要版—</p> <p>(2) 資料3-2 『高齢者計画・第6期介護保険事業計画』に関連する市民意見聴取・周知・啓発活動について</p> <p>(3) 資料3-3 小規模多機能型居宅介護・複合型サービス事業所整備促進に向けた調査報告書概要</p> <p>(4) 資料3-4 第5期整備実績数</p> <p>(5) 資料3-5 特別養護老人ホーム 中核市(候補市含む)との比較</p> <p>(6) 資料3-6 特定施設(有料老人ホーム等)の総量規制について</p> <p>(7) パンフレット『はちおうじの介護保険』</p> <p>(8) 策定委員会要旨録(第1回・第2回)</p> <p>【当日配布】</p> <p>(1) 資料3-7 八王子市高齢者の生活実態調査票(単純集計記載)</p> <p>(2) 資料3-8 介護保険などに関するアンケート(調査結果速報版)</p> <p>(3) 資料3-9 介護サービス事業者調査について</p> <p>(4) 資料3-10 今後の施設整備について</p> <p>(5) 資料3-11 八王子市小規模多機能型居宅介護・複合型サービス事業所整備促進に向けた調査報告書</p>	

【議事内容】

●事務局より欠席及び傍聴者の報告

●座長による開会の宣言

副座長：資料3-1「地域包括ケアシステムを構築するための制度論等に関する調査研究事業報告書」一概要版一で注目している点は、「介護療養型医療施設による医療依存度の高い要介護者に対する短期療養も含めた支援が期待される」という記述だ。厚生労働省のこれまでの方針は、介護療養型医療施設は介護老人保健施設等へ転換するというものだった。しかしこの資料では、介護療養型医療施設の見直しが示唆されており、今後の展開に関心をもっておく必要がある。

(1) アンケート調査結果の報告

●事務局より資料の確認と説明

(2) 計画の周知について

●事務局より資料の確認と説明

(3) 今後の施設整備について

●事務局より資料の確認と説明

委員：ケアマネジャーは、高齢者が在宅で生活できるように支える担当として日々頑張っている。在宅のサービスが充実してきているため、経済的に余裕のある方は、一人暮らしで要介護4や5であっても施設に入らずに在宅で生活することができる。しかし、それができない方たちの場合、最終的に十分な介護ができなくなった時、やはり施設が頼みの綱になる。施設の数についてもそうだが、どうしても困っている方が施設を利用できるようにしてほしい。

事務局：特別養護老人ホームの入所判定基準や本市の指針等も見直しながら、真に必要な方が優先的に入れるように整備を図っていきたい。

座長：施設整備において、国の政策としては個室化が基本となっている。一方で東京都は、2割までは多床室を認める方針を立てている。低所得者の方や生活保護受給者の方が個室に入れていないという実態に対して、八王子市では多床室を増やしていくという考えはあるのか。

事務局：現在の東京都の基準では、特別養護老人ホームは4人部屋までは可能となっており、整備費補助制度で整備定員の3割を上限としている。八王子市は中核市になるにあたり、特別養護老人ホームの運営基準は東京都に倣い4人部屋まで認めている。補助制度でどのように進めて

いくつかは、これから検討の余地がある。

座長 : 他区の例では、120床の特別養護老人ホームを整備したうち、2割多床室を造っている。低所得者の方にも配慮した福祉的な対応を介護保険制度の中に盛り込んでいるという他区の実態がある。八王子市としても検討してもらいたい。

委員 : 施設から在宅へという市の方針が示されているが、介護家族の立場としては、施設だから安心という面もあった。施設では一か所で必要なサービスをセットで受けることができたが、在宅では様々なサービスを自分たちで選択していかなければならない。また、ケアマネジャーの負担が今以上に大きくなるのではないか。そういった在宅に対する不安がある。

委員 : ケアマネジャーは専門知識も体力も必要であり、精神的にも負担が大きく、個人でやっていくのは難しい。地域包括ケアシステムの中で、地域の同じ立場の人たちが連携して支えあうという形になっていけば、良くなるのではないか。介護予防や軽度の方から重度の方まで、全てケアマネジャーが把握して専門性を発揮することは難しい。介護予防の部分は行政に担ってもらい、ケアマネジャーは重度の方に専門的に特化して、医療との連携等技術を磨いていかなければならない。今から訓練を始めないと、今後医療から介護への重度の方が移行してきた場合、対応できなくなる。また、事務処理を減らしてもらい、現場に出る時間をより多く取れるようにしてもらいたい。

副座長 : 一点目は、東京都の場合、特別養護老人ホーム等の施設の運営について、地元の社会福祉法人だけでなく、東北や九州などの遠方の社会福祉法人が参入しており、理事会や評議会等の機能が遠方にあるといった問題が起こっている。このような問題について、八王子市ではフォローしているのかどうか。二点目は、介護保険料について。第5期では財政安定化基金等を切り崩したりするなどして対応したと思うが、第6期ではどうなるのか。三点目は、介護人材の確保の問題について。新規の介護職員を確保することができず、新設の特別養護老人ホームが一部しかオープンできないといった問題もある。八王子市でも検討課題だと思う。四点目は、医療制度改革について。介護療養型医療施設は本当に廃止してよいのかどうかといった議論がある。八王子市として、八王子市内の介護療養型医療施設の実態について把握してもらいたい。

事務局 : 一点目の社会福祉法人の問題について。八王子市内にも本拠地が八王子市内にない社会福祉法人もあるが、多くは八王子市内に本拠地があ

る地元の社会福祉法人である。三点目の介護人材の確保について。かなり厳しい状況にあることは認識しているが、行政が何処までできるのかどうかは課題である。四点目の介護療養型医療施設の実態について。八王子市内に6か所あるが、アンケート調査等によると、転換を考えている施設もあるが多くはこのまま続けるという意向をもっている。特別養護老人ホームや老人保健施設等へ転換したとしても、一定割合医療依存度の高い方がおり、そういった患者の実態を踏まえた上で、一定割合存続といった方向で動いていくのではないかという印象を持っている。二点目の介護保険料について。これから秋にかけて大きな制度改正がある。今月末に国がガイドラインとして制度改正の枠組みを提示する。今後高齢者人口が増加していくため、介護保険料が下がるということは無いと思う。しかし、第1号被保険者の方も増えるため、そこまで急激な上昇も無いのではないか。

座長 : かつての措置制度の場合は、特別養護老人ホームへ入るべき人は、経済的事情等を勘案して、入所判定委員会等で決めるという手続きだった。介護保険制度が始まり一般化され、要介護認定を受けている人は誰でも入れるという保険の仕組みになった。介護保険制度はデマンド主義であり、在宅でも施設でも利用者が選択することができる制度である。特別養護老人ホームのへの入所申込者数は1,801人となっているが、整備目標として150人に収斂する理由は何故なのか。そこを市民に理解してもらわないといけない。

事務局 : 現行計画策定時に約1,500人の待機者がいたが、待機の期間があることを前提とはしているが、それらの方々は4年間のなかで順次解消できたと認識している。そのため待機者の中で最優先とされている方の解消を目標としている。保険料とサービスのバランスを見ながら整備を進めていかなければならない。

委員 : 介護保険制度が導入されるにあたり、割り切って入所者の決定を各施設に任せた市区町村と、そうでない市区町村に分かれる。未だ措置制度の頃のように、行政の方でフィルターをかけて優先者を決定している市区町村と、そうではない市区町村に分かれている。

座長 : 介護保険制度も、従来の措置制度の延長で仕事がされている部分がある。実際の待機者数にあわせて施設を整備すると、空きが出てしまうという意見がある。現在待機者としてカウントされているものよりも小さいものが、実際のニーズだという説明だったと思う。待機者数から、これまでの実績に基づいて必要な数を割り出していく。また、小規模多機能を充実させることにより、施設から在宅へという流れがで

きてくるという説明になるのだと思う。

委員：ケアマネジャーが小規模多機能型居宅介護を紹介するにあたり、自分の利用者を失うことになるが、一般的にケアマネジャーはわだかまり無く紹介できるものなのか。

委員：同法人に小規模多機能型居宅介護があっても、ケアマネジャーが十分に理解するには時間と労力が必要になる。小規模多機能型居宅介護に合っている方は、必ずしも症状の重い方ではなく、通所が好きで時間に制約されたくない方だ。逆に時間に制約されたくないが家から出るのが嫌いな方は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護が向いている。ただし、どちらもお金がかかることなので、経済的に余裕の無い方はなかなか利用しづらい。個々の利用者が小規模多機能型居宅介護に合っているかどうか、担当のケアマネジャーにアドバイスする第三者が必要だ。担当のケアマネジャーにとって担当を外れることは、自分の担当を失うというよりも、今まで付き添ってきた利用者を投げ出してしまったかのように感じてしまう。担当のケアマネジャーが小規模多機能型居宅介護を紹介するのは心情的にも難しい。担当のケアマネジャーが付く前に十分に説明をして、自分たちで選択できるように情報を周知してほしい。最後に、小規模多機能型居宅介護の問題として、ケアマネジャーが独立しておらずサービスの一部門になってしまうという危険性がある。ケアマネジャーとして、中立な立場で利用者のケアプランを作るのが難しくなってくるため、ケアマネジャーをどうやって育てていくのが課題だ。

委員：資料3-3「小規模多機能型居宅介護・複合型サービス事業所整備促進に向けた調査報告書概要」で「居宅介護事業所のケアマネジャーや介護サービスを提供する事業者が小規模多機能型居宅介護や複合型サービスを十分に理解していない。」とあるがどういった意味なのか。本来利用すべき人が利用できていないのは問題だ。

事務局：小規模多機能型居宅介護は比較的新しいサービスであるため、まだまだ周知が足りない部分もある。「十分に理解していない」という意味は、事業そのものが分かっていないという意味ではなく、小規模多機能型居宅介護の持つ自由度や良さをまだ十分に発揮しきれていないという意味だ。小規模多機能型居宅介護は良いサービスであるため、信念を持ってこれからも周知に努めたい。

委員：施設から在宅への移行となると、費用負担も増えることになるのか。

事務局：施設自体の維持費や人件費も、必ずしも在宅に比べ小額ということはない。施設から在宅になること自体が、大きく介護保険料に影響して

くるということはないのではないか。

副座長：定期巡回・随時対応型訪問介護看護は採算性が難しいといわれているが、利用者はどのくらいおり、採算性はどうなっているのか。

事務局：定期巡回・随時対応型訪問介護看護は八王子市内で3事業所がある。利用者数は事業所ごとに差があり、昨年度の延べ利用者の概数は、少ない事業所では一桁、多いところでは二桁となっている。八王子市内で定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行っている事業者は、もともと夜間対応型訪問介護を行っているため、その2つの中でバランスをとって運営をしている。

委員：「高齢者の生活実態調査」の結果からどのような方向付けを行っているのか。自分で元気な生活ができる方が多い一方、社会参加など社会的な係わりが少ないように感じられる。

事務局：調査の結果から、分かりやすく施策に直結できるようなものを取り上げ、最後の総論の部分でどの様に活用したのか示せるようにしたい。クロス集計を行うにあたり、こういったことはわからないのかなど意見を寄せてほしい。

委員：要支援の利用者が予防給付の対象から除外されるということで、デイサービスでは不安の声が多い。今のデイサービスでは、要支援で元気な方と要介護度の高い重度の方とが混在している。八王子市では要支援の方をどうサポートするのか、はっきり示してもらいたい。デイサービスとしても、在宅で最後まで過ごせるよう医療との連携に力を入れていく等、今後の方針が決めやすくなる。

事務局：ここ数年、サービス費の中で通所サービスの伸びが一番大きい。それぞれ特色をもった施設へ、4パターンぐらいに分かれていく方向のようだ。サロンのなものには新たな担い手に入ってもらい、今後通所サービスが展開していくのではないかと。それぞれの事業者がどの様なところに特化していくのか、八王子市としては情報を早期に収集し、利用者の状態に合わせた施設が紹介できるような情報共有体制の構築を進めていく必要がある。

座長：特別養護老人ホームを造るにあたり、保険料に与える影響はどのくらいなのか示してほしい。給付と負担の関係について考えるうえで、政策選択の参考資料になる。

副座長：成年後見制度について今後報告してほしい。

(4) その他

●次回会議 9月30日(火) 午後3時00分～午後5時00分 801会議室